

社会福祉法人 こころの窓

青い鳥 生活介護事業 工賃支給規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人こころの窓 青い鳥が実施する生活介護事業の利用者に対して支給する工賃に関する事項を定めることを目的とする。

(工賃の定義及び財源)

第2条 工賃とは、当該事業において生産活動を通じて事業所が得た収入から生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を財源に各利用者に支給されるものである。

(工賃の種類)

第3条 工賃は、月払工賃、夏季賞与、冬季賞与により構成される。但し、年度末に工賃財源の残余がある場合についてのみ、年度末手当としてこれを支給する。

(工賃の計算期間)

第4条 月払工賃の計算期間は当月1日から末日までとする。但し、夏季賞与、冬季賞与については、それぞれ6月1日、12月1日に在籍する利用者に支給する。

(工賃の支給日)

第5条 月払工賃は当月分を翌月10日に支給する。夏季賞与、冬季賞与、年度末手当については、それぞれ6月20日、12月20日、3月31日に支給する。

但し、支給日が、土曜日、日曜日、祝日、その他、法人の定める休所日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支給する。

(工賃の支給方法)

第6条 工賃は、直接利用者に通貨または銀行振込によりその全額を支払う。

(月払工賃の計算方法)

第7条 月払工賃は、利用者が事業所に通所した日数に応じて算出し、支払うものとする。100円未満は100円に切り上げとする。また、その日給額については、利用者の平素の主な活動内容による成果物の出来高と実際の収益性を勘案し、以下の通りとする。

平素の主な活動内容	工賃 日給額
① 主に生産活動に取り組んでいる (5種類以上の作業等を数多く正確に)	250 円/1 日 以上 ※出来高に応じて日給額を個別に設定する。
② 主に生産活動に取り組んでいる (5種類以上の作業等を正確に)	200 円/1 日
③ 主に生産活動に取り組んでいる (5種類未満の作業等を数多く正確に)	150 円/1 日
④ 主に生産活動に取り組んでいる (5種類未満の作業等を正確に)	100 円/1 日
⑤ 一定、生産活動に取り組んでいる (平均して1日1～2時間程度)	70 円/1 日
⑥ 短時間の生産活動に取り組んでいる (平均して1日1時間未満)	50 円/1 日
⑦ 主に課題作業等に取り組んでいる	30 円/1 日
⑧ 主に余暇活動を行っている	工賃の支給は行わない

※製品の特性、難易度によって作業数量に違いあり。

(賞与の計算方法)

第8条 夏季賞与、冬季賞与については、利用者の直近6ヶ月に支給された月払工賃の合計額を同期間に支給された賞与支給対象全利用者の月払工賃総額で除し、それに支給財源総額を乗ずることで算出する。100円未満は100円に切り上げとする。

$$\text{夏季賞与 (冬季賞与)} = \text{支給財源総額} \times (\text{当該利用者の直近6ヶ月の月払工賃総額} \div \text{全利用者の同期間の月払工賃総額})$$

(年度末手当の計算方法)

第9条 年度末手当が支給される場合、利用者の当年度1年間に支給された月払工賃の合計額を同期間に支給された賞与支給対象全利用者の月払工賃総額で除し、それに支給財源総額を乗ずることで算出する。

附則

1. この規程は平成28年4月1日から施行する。
2. この規程は平成29年4月1日から施行する。
3. この規程は平成31年4月1日から施行する。
4. この規程は令和4年4月1日から施行する。
5. この規程は令和5年4月1日から施行する。